



上海事務所: 上海市黄浦区九江路399号華盛大厦1007室 (TEL: 86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市工業園区中新路8號貴都大厦3FC2 (TEL: 86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市福田区竹子林紫竹七道8号求是大厦西座30層3018室 (TEL: 86-755-8831-6995)

【INDEX】

中国法改正ニュース

1.《労働契約法実施条例》

2.《有給休暇実施弁法》

3.2008年10月より施行の法律法規

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1.《労働契約法実施条例》

2008年1月より施行されている《労働契約法》の実施条例が国务院より9月18日に公布され、同日より施行されている。実施条例のポイントは以下の通りである。

① 非全日制雇用形態の派遣労働者の募集の禁止

- (1) 労務派遣単位は、非全日制労働形態の被派遣労働者を募集してはならない。
- (2) 雇用単位またはその所属単位が出資または共同で設立した労務派遣単位が本単位または所属単位に労働者を派遣することは、《労働契約法》第67条規定の設立が認められない労務派遣単位に属する。
- (3) 雇用単位が労働契約の義務を果たさず、労働者の合法的權益を侵害しないようにするため、雇用単位は《労働契約法》第62条の義務を履行し、被派遣労働者の合法的權益を保護しなければならない。

② 従業員名簿作成に関する規定

- (1) 雇用単位が《労働契約法》の従業員名簿作成に関する規定に違反した場合、労働行政部門は一定期間内に改正を求める。期限内に改正されない場合、労働行政部門は、2000元以上2万元以下の罰金を課す。
- (2) 《労働契約法》第7条の規定により、雇用単位は従業員を雇用した日から労働者と労働契約を結び、雇用単位は従業員名簿を作成し、調査に備えて保管しておかなければならない。
- (3) 《条例》では従業員名簿に記載する内容を詳細に規定しており、労働者の氏名・性別・戸籍住所及び現住所・連絡先・雇用形態・雇用開始日・労働契約期限などを記載しなければならない。

③ 無期限雇用契約解除に関する規定

下記14項目の状況において、雇用単位は労働者

との無期限労働契約を解除することができる。

- (1) 雇用単位と労働者の協議が一致した場合
- (2) 労働者が試用期間中に採用条件に合致しないことが証明された場合
- (3) 労働者が雇用単位の規則制度について重大に違反した場合
- (4) 労働者が職責を果たさず、不正行為を働き、雇用単位に重大な損失を与えた場合
- (5) 労働者が同時に他の雇用単位と労働契約を結び、本雇用単位の業務に著しい影響を与えた、または雇用単位が求めても改善しない場合
- (6) 労働者の詐欺、脅迫などにより、雇用単位が意に反して労働契約の締結、または変更を行った場合
- (7) 労働者が刑事責任を追求されている場合
- (8) 労働者が疾病、または業務によらない負傷により、規定の治療期間終了後も元の業務に従事できず、雇用単位が手配した別の業務にも従事できない場合
- (9) 労働者に業務を担当する能力がなく、トレーニングまたは職場調整を経ても、なおその業務を担当する能力がない場合
- (10) 労働契約締結時の客観的情況に重大な変化が発生し、労働契約を履行することができなくなり、雇用単位と労働者が協議を経ても、労働契約の内容の変更について合意に至らない場合
- (11) 雇用単位が企業破産法の規定に基づいて会社を更正させる場合
- (12) 雇用単位の生産経営に重大な困難が発生した場合
- (13) 企業が生産している製品を変更したり、重要な技術革新を行ったり、経営方式を調整するなど、労働契約を変更した後もなお、人員を削減する必要がある場合
- (14) その他、労働契約締結時の客観的情況に重大な変化が発生し、労働契約を履行することができなくなった場合

④ 経済補償金に関する規定

- (1) 雇用単位が労働契約の規定に反し、労働契約を解除または終止し、《労働契約法》第 87 条の規定に基づいて賠償金を支払った場合、経済補償金は支払わない。賠償金の計算は、雇用の日より計算する。
- (2) 雇用単位が法に基づいて業務上の負傷で労働契約を終止した場合、《労働契約法》第 47 条規定の経済補償金の支払を除き、国家の関連労災保険の規定に基づいて、一時的な労災医療補助金と障害者就業補助金を支払わなければならない。
- (3) 雇用単位が発行する労働契約の解除・終止の証明には、労働契約期限・労働契約を解除または終止した日・職位・本单位での就業年数などを明記しなければならない。

2. 《有給休暇実施弁法》

2008 年 9 月 18 日、労働資源・社会保障部は《企業従業員有給休暇実施弁法》を公布し、実施している。本実施弁法は、従業員を雇用する全ての企業に適用され、2008 年 1 月 1 日に施行された《有給休暇条例》を補足

するものである。本弁法で規定された、主な内容は以下の通りである。

① 帰省休暇・産休休暇などの取り扱いについて

帰省休暇・冠婚葬祭休暇・産休などの「国家规定の休暇」、及び従業員が業務による負傷で休暇を取る場合は、有給休暇期間に算入されない。

② 冬休み・夏休みの取り扱いについて

- (1) 冬休み・夏休みの日数が有給休暇の日数を上回る場合、従業員はその年の有給休暇を取ることはできない。
- (2) 冬休み・夏休みの日数が有給休暇の日数を下回る場合、企業は従業員に不足分の有給休暇日数を与えなければならない。

③ 未消化分有給休暇の取り扱いについて

従業員の有給休暇で未消化分の日数については、企業は 1 日の賃金収入の 300% を有給賃金報酬として支給しなければならない。

3. 2008 年 10 月より施行の法律法規

2008 年 10 月より施行される法律法規は以下の通りである。

《民用建築省エネ条例》: 民生用建築物の省エネ基準の適用範囲が明確になり、既設建築物の省エネ改造の原則や要求が盛り込まれている。

《公共機関省エネ条例》: 省エネの責任を明確にするとともに、各機関が省エネ管理規則を定めることを規定している。

《自動車登録規定》: 車の所有者はナンバープレートの番号をコンピュータで自動選択するか、規則に照らして自分で選ぶことができるようになる。

中国最新情報**【上海】日本文化ウィーク開催**

第 10 回中国国際芸術際が 18 日に開幕、同時に開かれる「日本文化ウィーク」で音楽・バレエ・ファッションデザイン・ゲーム・美術などのイベントが催され、今年の中日両国間の最大の文化交流となる。「日本文化ウィーク」では、「日本芸術院 NBA バレエ団公演」「ピアノと中国伝統楽器によるコンサート」などが開催される。

【蘇州】9 月までの蘇州経済、金融情勢が安定

9 月までの蘇州市の経済・金融は安定している。全蘇州市融資会議の情報によると、今年 1 月から 9 月までに、蘇州市の預金残高は 8603 億元を超え、年初より 1137 億元増加、各融資の残高は 6463 億元となり、年初より 1137 億元増加している。9 月までの GDP は 13% 以上増加する見込みである。

【深圳】中国国際ハイテク成果交易会情報技術及び製品展示会 (ComNet 展) 開催

10 月 12 日から 17 日、深圳会展中心において、「第 10 回中号国際ハイテク成果交易会情報技術及び製品展示会」が開催された。同展示会は、中国の情報産業で最も影響力を持つ展示会の一つであり、中国及びアジア太平洋地域の国家クラスの国際的な科学技術展示会である。

本ニュースレターの著作権は弊社に帰属します。本文内容の無断での複製・転載を禁じます。

Copyright © Y's consulting limited